

事務中級 第7分野 医療法人制度の概要

解説	<医療法人制度の趣旨> ・医療法人とは、医療法第39条の規定によって設立された特別法人であり財団形態あるいは社団形態のいずれかによって設立されたものである。設立にあたっては都道府県知事の認可を受け設立の登記をすることにより成立する。医療法人の設立の立法趣旨としては、病院診療所が容易に法人格を取得することにより、医療の永続性を確保するとともに、資金の集積を容易にし、医療の普及向上を期待している。医療という人命にかかわる公共サービスを担う私的事業体として積極的な強い公共性は要求しないが、さりとて積極的な営利性を追及することのできない中間法人としている。このため、医療法人には商法上の会社等には規定されない制度的規制が明記されている。 <組織形態> ・医療法人の組織形態は公益法人を準用して財団と社団の2種類に分類される。財団は財産資金を中心とし、社団は人の集まりを中心として設立される法人である。 ・社団医療法人は社員ある構成員の人的結合を主体として形成され、民主的運営を可能にする組織ではあるが、出資持分所有者の退社によって、出資持分に応じた金額を返済することが原則なので財政的には安定的でない性質がある。 ・財団医療法人は設立に必要な財産を設立す法人に無償で寄附することにより設立された医療法人で提供者に持分たる権利はない、解散時の残余財産は理事会でその処分方法を決定し、都道府県知事の許可を受けて処分する、財団医療法人は拠出された財産を主体として形成され、設立者の意思が強く反映されてる組織形態といえ財政的にも安定的であり。 医療法人の現状は平成14年3月31日現在 医療法人件数は約3万5800件あり、財団医療法人は約400件、持分ありの社団法人は3万5100件 なしは約300件である <役員> ・理事長、常務理事、理事、評議員および監事などの任期は定款あるいは寄附行為によって定められている。従って、任期毎に社員総会(財団では理事会あるいは評議員を定めている場合は評議員会)において改選を行われなければならない。この場合社員総会で選ぶのは理事、監事であり、理事に選ばれたものは、その理事によって構成される理事会で理事長および常任理事を互選することになる。理事を1名又は2名置くこととした場合には、評議員3名以上からなる評議員会を置くことが必要であるが、理事を3名以上置くこととした場合には評議員を置かなくてもよいが置くことが望ましい。財団医療法人における評議員の職務は、評議員会を構成し、理事会議決事項について議決または承認するという、いわば参議院的機関の性格を有する。また、理事および監事の選任は評議員会とする旨を寄附行為において規定している場合が多いので、その人選は重要である <寄附行為> 寄附行為や定款は基本的には厚生省が所管としているものであるが、主務官庁は各都道府県となっている。寄附行為・定款の変更は理事会の議決事項でありその決議承認には3分の2以上の同意が必要であり、変更は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力は生じない(医療法50条) ・定款および寄附行為は法人の根本となる規則を定めて書面にしたものあり、法人組織を運営していくのに不可欠なものである。社団医療法人は設立行為より定款と呼ばれ、財団医療法人は設立行為より寄附行為と呼ばれる。 変更時は都道府県知事の認可が必要である
----	--

例 題	医療法人制度の趣旨を書きなさい。
解答	医療事業の経営主体が医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得する途を開くことにより、資金の集積を容易にするとともに、医療機関の経営に永続性を付与し、もって私人による医療機関の経営困難を緩和することにある。その結果として、高額医療機器の導入が容易になるなど医療の高度化が図れること、地域医療の供給が安定すること、などの効果が見込まれるとされている。
例 題	医療法人の医療法で定めている非営利性について説明しなさい
解答	1.剰余金配当の禁止:剰余金の配当をしてはいけないと定められ営利性がない。 2.医療法人の業務範囲制限:医療法人は医療事業と付随業務だけに限定されて商行為を行うことはできない
例 題	医療法人の組織形態の種類を述べなさい
解答	医療法人 { 1社団医療法人 { 持分の定めのある社団医療法人 2財団医療法人 持分の定めのない社団医療法人
例 題	医療法人の役員について、医療法の規定における人数について述べてください
解答	理事:3名以上、ただし医師または歯科医師が常時1人又は2人勤務する診療所を1ヵ所開設する。医療法人で都道府県知事の認可を受けたときは1人または2人とする事も可能である 監事:1名以上
例 題	医療法人には「定款又は寄附行為」について説明しなさい
解答	社団医療法人の法人の根本となる規定を定めて記載された書面を定款といい、財団医療法人は一定の財産の寄附からなりたっており寄附行為とされる。変更時は都道府県知事の認可が必要である
例 題	青仁会の寄付行為における第3条に定める目的を述べなさい
解答	本財団は病院・老人保健施設を経営し、科学的で且つ適正な医療を普及し啓蒙すると共に医学の振興強化を図り、その研修向上を資しこの目的のために有益な奨学・育英を行い、且つ目的を同じくする他法人に対し援助・寄附行為をなすことを目的とする